



宮監公表第36号
令和2年9月23日

宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員

河野 まつ子
荒木 敏
上野 悅男
島田 喜代子

宮崎市監査委印

定期監査措置状況の公表について

令和2年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
田野総合支所(公民館等)
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり



(報告様式1)

令和2年度定期監査指摘事項についての措置状況通知書

令和2年度定期監査における指摘事項については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：田野総合支所)

指 摘 事 項 及 び 意 見 の 内 容	措 置 状 況
<p>【指摘事項】</p> <p>①令和元年度及び令和2年度の田野公民館が行っている公民館等の使用料について、申請時に総合支所長の決裁を受けることなく減免していた(全件)。 ※各公民館の使用許可事務は田野公民館が一括して処理 (田野北地区公民館、田野西地区公民館、田野南地区公民館、田野地区農村環境改善センター、田野東地区農村環境改善センター)</p>	<p>①「宮崎市事務決裁規程」において、手数料、使用料の減免に関することは部長共通専決事項とされているが、実態として、事後に総合支所長決裁を受ける運用がなされてきたところである。</p> <p>現在、今後の事務処理のあり方について、市民サービスの低下を招かずには、使用料減免の決裁を適正かつ迅速に行えるよう、関係部局と検討を行っており、今年度中に「宮崎市事務決裁規程」の改正を含めた見直しを予定している。</p>

令和2年8月24日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷

